

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 高額介護合算療養費及び医療費通知について ～

高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

なお、手続きには住民課国保・後期高齢者医療係(☎ 23 - 2467)への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は、高額介護合算療養費の対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。

自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者		67万円
1割	一般		56万円
	住民税	区分Ⅱ(※1)	31万円
	非課税世帯	区分Ⅰ(※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

医療費通知の送付を希望される方

北海道後期高齢者医療広域連合では、発行をご希望される方を対象に、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。次回の発行は平成26年3月末(平成25年7～12月診療分)に行います。

- 新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または住民課国保・後期高齢者医療係までご連絡ください(電話でのご連絡だけで手続きできます)。
- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- 医療費通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- 医療費通知を確定申告(医療費控除)の際の領収書として使うことはできません。

問 合 先

北海道後期高齢者医療広域連合
(☎ 011 - 290 - 5601)

住民課国保・後期高齢者医療係
(☎ 23 - 2467)